

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が、休息日
のときは、
その日)

目 次

- ◇ 告 示
保険医療機関等の指定（保険課）
保険医等の登録（〃）
結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
飼料の試験の結果の概要（畜産課）
災害危険区域の指定（建築課）
- ◇ 人委規則
鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則
- ◇ 正 誤
昭和六十三年五月鳥取県告示第五百四十二号中訂正
昭和六十三年五月鳥取県告示第五百四十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十三年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船田医院	米子市尾高一、一五九	昭和六十三年四月十六日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八	昭和六十三年四月十七日
伊藤医院	東伯郡北条町大字江北八一	昭和六十三年四月二十三日
仲齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿一、一四四	昭和六十三年四月二十一日
大月医院	倉吉市井手畑一三五一六	昭和六十三年四月二十日
福嶋齒科医院	鳥取市栄町六〇九	昭和六十三年四月十六日
車尾診療所	米子市車尾九〇四一五	昭和六十三年五月一日
井上内科医院	米子市中島三三二一五	"
伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七一三	"
上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市上井町一丁目一九八	"
江原齒科医院	西伯郡中山町田中五七〇一十二	"

小徳歯科境診療所	境港市元町四一	"
境港日曜休日応急診療所	境港市元町一一三	"
鳥取県薬学総合センター薬局	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	"
大山寺田中外科医院	西伯郡大山町大山四五―七	"

鳥取県告示第五百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉水信明	鳥医第三、六八六号	昭和六十三年三月二十九日
松本和賀子	鳥薬第六五七号	"

赤星進二郎	鳥医第三、六八九号	昭和六十三年四月七日
吉田一成	鳥医第三、六九七号	昭和六十三年四月二十二日

鳥取県告示第五百八十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	昭和六十三年三月十一日

鳥取県告示第五百八十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十三年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考			
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	DCP (%)		TDN (%)	ME (kcal/kg)	その他検査
王野市 加藤製油株式会社 社岡山工場	東伯郡大栄町大字由良宿1638	脱脂大豆	63.4	45.1	1.0	4.8	5.9	0.29	0.66								
神戸市 日本大豆製油株式会社	大栄町農業協同組合供給課	脱脂大豆	63.4	45.5	1.3	5.6	6.0	0.32	0.68								
日南市 株式会社科学飼料研究所 日向工場		くみあい標準配合飼料 スーパービグミルケテナツ子	63.4	22.2	4.2	0.8	5.6	0.96	0.72								
堺港市 山陰くみあい飼料株式会社		くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトBペレット	63.5	18.1	4.8	1.7	4.6	0.87	0.61								
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場		くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトBペレット	63.4	17.2	3.8	2.5	4.2	0.71	0.51								
北九州市 日華油脂株式会社 丸亀工場	西伯郡中山町田中163-3	萬歳ミール	63.5	45.2	1.5	5.6	6.3	0.30	0.69								
丸亀市 船入糧工株式会社 丸亀工場	船入飼料株式会社	とうもろこし・魚粉二種混合飼料 ホールコーン	63.5	9.3	3.9	1.8	1.4	0.05	0.30								
広島市 船入糧工株式会社	社鳥取流通センター	二種混合(粉末)	63.5	8.2	3.8	1.9	1.3	0.03	0.27								
		イリフネは乳豚配合飼料 代用乳「デーミル」特A	63.4	24.8	4.8	1.3	6.8	1.05	0.79								
		イリフネ牛用配合飼料 イリクローカーン	63.3	16.9	3.0	5.0	5.1	0.79	0.54								
		イリフネ牛用基礎配合飼料 イリクローカーン	63.4	11.1	3.2	4.6	2.9	0.53	0.31								

注 1 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第五百八十八号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二
条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係
市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和六十三年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

東町第二地区災害危険区域

2 区域

- 五、五五六、五五七―一から五五七―三までの一部、五五九―二の一
部、五六五―一の一部、五六五―二、五六六―二の一部、五六六―次
一、五六八の一部、五六八―一、五六八―二の一部、五六八―三、五
六九―一、五六九（五七〇）合併の一部、五九八の一部、五九九の一部、五九
九―一、六〇〇―一、六〇〇―二、六〇一―一、六〇一―二から六〇
一―四までの一部、五六〇〇から五六〇四まで、五六〇五―一、五六
〇五―二、五六〇六―一から五六〇六―四まで、五六〇七、五六〇八、
五六〇九―一、五六〇九―二、五六一〇の一部、五六一一の一部及び
五六二―一の一部、字越前六三七から六三九まで、六三九―一、六
四〇、六四一、六四一―一、六四二、六四三の一部、六四四、六四五
から六四八までの一部、六四九―一の一部、六四九―二、六六三―一

から六六三―五まで、六六四―一、六六四―二、六六四―四から六六
四―八までの一部、六六五―一から六六五―三までの一部、六六五―
次一、六六六、六六七の一部、六六八の一部、六六八―一の一部、六
六九の一部、六七〇―一の一部、六七〇―二、六七一一の一部、六
七二―二、六七二（六七五）合併の一部、六七三―二の一部、六七三―三の一
部、六七九―二の一部、六八〇の一部、六八一、六八一―一、六八二、
六八三の一部、六八三―一、五五八二から五五八八までの一部、五五
九一の一部、五五九二から五五九四まで、五五九五―一、五五九五―
二及び五五九六から五五九九まで並びに字鹿野坂口三〇三五（三〇三七）合併の
一部、三〇三六―一の一部、三〇三六―二の一部、三〇三八の一部、
三〇三八―一、三〇三九の一部、三〇四〇の一部、三〇四二の一部及
び三〇四三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

上善田A地区災害危険区域

2 区域

- 気高郡青谷町大字善田字下狐殺一六二―一の一部、一六二―二の一
部、一六三―一の一部、一六三―二、一六四―三の一部、一六四―四
の一部、一六五―一、一六五―二、一六七―二の一部、一六八―一、
一六八―二、一六九―一、一七〇―一、一七〇―二、一七二、一七二
の一部、一七三―一の一部及び一七三―二から一七三―七まで、字才
ノ尾二三三の一部、二三四―一から二三四―七まで、二三五、二三六
―一から二三六―三まで、二三七、二三八、二三八―一、二三九―一
の一部、二三九―二から二三九―五まで、二三九―六の一部、二四〇

一一、二四〇―二、二四一、二四二―一、二四二、二四三、二四三―
 一、二四四、二四四―一、二四四―二、二四五、二四五―一、二四五
 一―二の一部、二四五―次一、二四五―次二、二四六―一、二四六―二、
 二四六―次一、二四七―一の一部、二四七―二の一部、二四七―三、
 二四七―四、二四八から二五一まで、二五二―一、二五二―二、二五
 三から二五五までの一部、二五七―一の一部、二五七―二の一部及び
 二五八―一並びに字狐殺二三五―一、四一八の一部、四一九、四二〇
 の一部、四二一、四二二の一部、四二三、四二四の一部、四二五、四
 二六、四二七の一部、四二八の一部、四二九―一、四二九―二、四三
 〇の一部、四三一の一部、四三二、四三三、四三四の一部及び四四一
 の一部並びにこれらと一体をなす国有地

三一 名称

谷一木地区災害危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字谷一木字上エ之段九四四の一部、九四六の一部、
 九四六―一の一部、九四七の一部、九四九―一の一部、九四九―二の
 一部、九五〇から九五二までの一部、九五五―一の一部、九五五―二
 の一部、九五五―七の一部、九五六から九五九までの一部、九六一か
 ら九六四までの一部、九六五―一の一部、九六五―二の一部、九六六、
 九六七―二、九六八の一部及び九六九の一部並びにこれらと一体をな
 す国有地

四一 名称

郷原地区災害危険区域

2 区域

八頭郡智頭町大字郷原字下垣内五八の一部、五九の一部、六一の一
 部、八六の一部、八七の一部、九一から九三までの一部、九四、九四
 一―二、九四―次一、九五、九六、九七の一部、九八、九八―一、九九
 一〇〇、一〇一の一部、一〇一―一、一〇二、一〇三―一、一〇三―
 二、一〇四、一〇五―一の一部、一〇五―二の一部、一〇六の一部、
 一〇七から一〇九まで、一〇九―一、一一〇、一一一の一部、一一二
 の一部及び一一四から一九まで、字中土居二二〇、一二一―一から
 一二一―三まで、一二二―一から一二二―四まで、一二三から一二六
 までの一部、一二七から一三〇まで、一三〇―一、一三一―一から一
 三一―五まで、一三二―二、一三二―三の一部、一三五―二の一部、
 一三六―一の一部、一三六―二の一部、一三七―一の一部、一三七―
 四の一部、一三七―一〇から一三七―一三までの一部及び一四〇―一
 の一部、字上ミ皆地一六五―一、一六五―三の一部、一六五―次一、
 一六六―一から一六六―五まで、一六六―七の一部、一六六―八、一
 六七―一の一部、一七一、一七二、一七三―一、一七三―二、一七四、
 一七五―一、一七五―二の一部、一七七、一七七―二、一七七―三、
 一七八、一七八―一、一七八―次一、一七九、一七九―一から一七九
 一四まで、一八〇、一八〇―一、一八一から一八三まで、一八四―一
 から一八四―三まで、一八四―五から一八四―七まで、一八四―八の
 一部、一八四―九、一八四―一〇の一部、一八四―一一の一部、一八
 四―一二、一八四―一三、一八五―二から一八五―五まで、一八五―
 六の一部、一八五―七及び一八五―八の一部、字中河原二三四―三の
 一部、二三五―二の一部、二三七―一の一部、二三七―二の一部、二
 三七―三から二三七―一五まで、二三七―一七の一部、二三七―一八、

二三七―一九、二三七―第二、二三八―二の二部、二三八―三の一部、

二三八―七の一部、二三八―九の一部、二三八―一三の一部、二三八

―一六の一部、二三八―一八の一部、二三八―一九の一部、二四〇の

一部、二四一―一から二四一―三まで、二四二、二四二―一、二四二

―二、二四二―二―一、二四三、二四三―一、二四四から二四七まで、

二四八の一部、二四九の一部及び二四九―一の一部、字垣内山三六〇

の一部、三六一の一部、三六一―次一の一部、三六四の一部、三六五

の一部、三六六及び三六六―一、字宮ノ谷三六七、三六七―一から三

六七―三まで、三六八の一部、三七二の一部、三七三から三八〇まで、

三八二の一部、三八三の一部、三八九―一から三八九―三まで、三九

〇、三九一、三九二の一部、三九三、三九三―一、三九三―二、三九

四、三九五―一、三九五―二、三九六及び三九六―一、字西山口三九

七、三九七―一、三九七―二、三九八の一部、三九九、四〇〇、四〇

一の一部、四〇二の一部、四〇三、四〇四の一部及び四〇八の一部並

びに字徳ナル四二二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五 名称
半坂地区災害危険区域

2 区域

倉吉市別所字下半坂二一八―一の一部、一一八―二の一部、一一九

の一部、一一〇(合併の一部、一二六の一部、一二八の一部、一三〇

の一部及び一三〇―一の一部、字半坂峯六三八の一部、六三九―一、

六三九―二の一部、六三九―三の一部及び六四〇―一の一部並びに字

野口六四二―四の一部、六四二―五の一部及び六四二―六並びにこれ

らと一体をなす国有地

六 名称

穴鴨地区災害危険区域

2 区域

東伯郡三朝町大字穴鴨字後庄四三八から四四一までの一部、四四二、

四四三の一部、四四五の一部、四五一の一部、四五二の一部、四五五

の一部、四五六の一部、四五七、四五八の一部、四九九の一部、四六

〇―一の一部及び四六〇―二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七 名称

西小鹿地区災害危険区域

2 区域

東伯郡三朝町大字西小鹿字前畑七八一の一部及び七八二の一部、字

山際一一五四―一の一部、一一五四―二の一部、一一五五の一部、一

一五六の一部、一一五七、一一五八―一の一部、一一五八―二及び一

一五九―一の一部、字潰谷一二三四―二の一部、一二三六の一部、一

二三七、一二三八及び一二三八―二の一部並びに字大月谷一二三九―

一の一部、一二三九―四及び一二五一の一部並びにこれらと一体をな

八 名称

下畑地区災害危険区域

2 区域

東伯郡三朝町大字下畑一七七一の一部、一八一の一部、一九二―

一、一九二―二の一部、一九三、一九四―一の一部、一九六―二の一

部、一九八の一部、一九八―二の一部、二〇二―一の一部、二〇三の

一部、二〇五から二〇七までの一部、二二二の一部及び二二二の一部

並びに字平内谷七六六の一部、七七〇の一部、七七二、七七二一の
一部及び七七二二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九 1 名称

島地区災害危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字島字西空八六四の一部、八六四一の一部、八六
四二の一部、八六五の一部、八六六一から八六六一五までの一部、
八六六一六、八六六一七、八六八の一部及び八六九の一部、字要害八
七一の一部、八七二の一部、八八一の一部、八八一一の一部、八八
一一の一部、八八一三、八八一四の一部、八八三の一部、八八
三二の一部及び八八四の一部並びに字西屋敷八八六から八八八まで
の一部、八八九一の一部、八八九一三の一部、八九一の一部、八九
二の一部、八九三二の一部、八九三三、八九三三三の一部、八九
三三四の一部、八九四の一部、八九五の一部、八九八の一部、八九九
一の一部、九〇二の一部及び九〇二二の一部並びにこれらと一体
をなす国有地

十 1 名称

一ツ屋地区災害危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字倉坂字北穴田一二〇から一二二までの一部、字中
穴田一二六の一部、一二七の一部、一三三二の一部、一三四の一部
及び一三五二の一部並びに字下石臼谷一三二八一から一三二八一
三までの一部、一三二九の一部、一三三一の一部及び一三三四二の
一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 1 名称

福市一区地区災害危険区域

2 区域

米子市福市一八〇〇の一部、一八〇二の一部、一八〇二一、一
八〇二二、一八〇二三から一八〇二五までの一部、一八〇四
の一部、一八〇五の一部及び一八五五の一部並びに字四ツ塚谷一四
四一六の一部、一四四一七の一部、一四四二〇の一部、一四
四二二の一部、一五五二二の一部、一五五二四の一部及び一五六
一二の一部

十二 1 名称

漆原地区災害危険区域

2 区域

日野郡日野町福長字稻荷ノ上へ八三〇から八三二まで一部、字栗
谷尻山際八三四の一部、八三五の一部、八三七の一部、八三八、八
三九、八四〇一の一部及び八四〇二並びに字御藏ノ下タ八四三
一二の一部、八四五二、八四六一の一部、八四七四、八四七
一六の一部、八四八一の一部及び八四九の一部並びにこれらと一
体をなす国有地

人事委員会規則

鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

昭和六十三年六月三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十六号

鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会公開口頭審理等傍聴規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

昭和六十三年五月鳥取県告示第五百四十二号（結核予防法による医療機関の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段

誤

正

三 上

昭和六十三年四月五日

昭和六十三年四月八日

昭和六十三年五月鳥取県告示第五百四十三号（被爆者一般疾病医療機関の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段

誤

正

三 下

昭和六十三年四月五日

昭和六十三年四月八日